

第 7 次 中 期 事 業 計 画**【令和6年度～令和8年度】**

和歌山県信用保証協会の経営理念である「信頼され・親しまれ・期待される信用保証」を念頭に、金融機関・関係機関と一層の連携・協働に努めながら、「地域中小企業者並びに金融機関・関係機関の信頼されるパートナー」として、信用保証による金融支援業務・経営支援業務を実施します。

コロナ関連融資の返済負担や物価高騰・人手不足の影響等により中小企業者は厳しい状況にあり、それぞれの実情に応じた多様な資金繰り支援に取り組むとともに、一歩先を見据えた経営改善・事業再生支援等に取り組み、地域経済の活性化を目指します。また、業務の効率化・利用者の利便性向上のため、信用保証申込の電子化をはじめとしたデジタル化を推進します。そして、信用保証協会の公共性と社会的責任を果たすため、災害発生時における危機管理体制を充実させるとともに、コンプライアンス態勢を一層強化します。

以上を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3年間における基本方針として、次の事項を積極的に取り組むこととします。

1) 中小企業者の実情に応じた多様な資金繰り支援

コロナ禍の影響の長期化や物価高騰への対応、人手不足の影響等、中小企業者は様々な解決すべき課題を恒常的に抱えており、金融機関や関係機関と一層の連携・協働を図り、中小企業者の実情に応じた資金繰り支援を実施します。

〈取組方針〉

- ① 金融機関や関係機関と一層の連携・協働を図り、中小企業者の実情を積極的に把握し、中小企業者に最大限寄り添ったきめ細かな資金繰り支援に取り組めます。
- ② 中小企業者の多様な資金ニーズに応えるため、事業の特性等を踏まえ、適切な保証制度の提案を行い、安定した資金調達

の支援に取り組みます。

- ③ 中小企業者の積極的な事業展開を後押しするため、経営者保証を不要とする取り組みを周知し、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速させます。

2) 一歩先を見据えた経営改善・事業再生支援

コロナ禍の影響の長期化により業績が悪化し、財務内容の改善が喫緊の課題である中小企業者の力強い回復のために、金融機関や関係機関と一層の連携・協働を図ることで経営支援態勢を強化し、一歩先を見据えた経営改善・事業再生支援に積極的に取り組みます。

〈取組方針〉

- ① 金融機関や関係機関と一層の連携・協働を図り、中小企業者の実情や課題を的確に把握し、課題解決のための経営支援策の早期提案に取り組みます。
- ② 経営支援の効果を検証するために蓄積した定量的データの分析を実施し、経営支援策の改善に取り組みます。
- ③ 事業継続が見通せる中小企業者に対して、抜本的再生手法等による事業再生支援に積極的に取り組みます。

3) 地域経済の活性化に資する創業・事業承継支援

経営者の高齢化、後継者不在による休廃業の増加が今後益々懸念されており、金融機関や関係機関と一層の連携・協働を図り、地域の貴重な経営資源を維持し、雇用を創出するために、創業・事業承継支援に積極的に取り組みます。

〈取組方針〉

- ① 「創業セミナー」や「創業相談会」の開催、創業後のフォローアップ支援及び金融機関や関係機関への橋渡しを行い、創業前から創業後における伴走支援に取り組みます。

- ② 「事業承継セミナー」の開催、「専門家派遣事業(わかやま連携サポート)」の実施により、中小企業者の円滑な事業承継を後押しします。
- ③ 金融機関や関係機関と連携し、将来的に事業承継が予定される中小企業者と直に接する機会を持ち、事業承継の潜在的なニーズを掘り起こします。

4) 回収の効率化及び再チャレンジ支援の強化

不動産担保や経営者保証に依存しない融資慣行が浸透しつつあり、今後、保全の乏しい求償権の増加が見込まれます。加えて、法的整理による倒産が増加しており、回収環境はより一層厳しさを増していくものと予想されます。

このような中、回収業務を効率的に行っていくため、代位弁済予定先に対する回収の早期着手や回収可能債権の管理に重点をおいて取り組むほか、事業再生や生活再建なども考慮し、債務者、連帯保証人の実情に応じた適切な回収業務に取り組んでいきます。

〈取組方針〉

- ① 的確な回収方針の策定と初動管理を徹底し、効率的な回収に取り組めます。
- ② 回収可能性を早期に見極め、回収見込みのない求償権について、管理事務停止・求償権整理を進め回収の効率化を進めます。
- ③ 「経営者保証に関するガイドライン」や「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」に基づく保証債務整理を活用し、個人の再生に適切に取り組めます。
- ④ 事業継続中の債務者や再チャレンジを目指す債務者について、事業再生の可能性を探り「求償権消滅保証」「不等価譲渡」「求償権放棄」を活用した再生支援の申出に誠実に対応します。

5) コンプライアンス態勢の充実・強化並びに災害発生時における危機管理体制の充実

信用保証協会倫理憲章、法令や業務上の諸規則等を厳格に遵守し、中小企業者から「信頼され・親しまれ・期待される信用保証」を目指し、コンプライアンス態勢の充実・強化並びに危機管理体制の充実に取り組めます。

〈取組方針〉

- ① 信用保証協会の業務の公共性を十分に認識し、「コンプライアンス・プログラム」に基づく活動の着実な実施により、コンプライアンスのより一層の浸透と役職員の意識向上を図り、健全かつ適切な業務運営に努めます。
- ② 反社会的勢力等の不正利用防止及び排除に向け、組織的な態勢整備に取り組み、反社会的勢力等による不当要求に対して毅然たる態度で対応します。
- ③ 計画的な内部監査の実施により、各部門の適正な業務運営を促進します。また、個人情報保護及び特定個人情報保護に努めます。
- ④ 南海トラフ地震等の大規模災害の発生が懸念されており、災害発生時には甚大な被害が想定されています。このような「緊急事態」の発生に対し、役職員の安全を守り、事務所への被害を最小限に抑え、迅速に業務を復旧・再開できるよう、「危機管理マニュアル」及び「事業継続計画(BCP)」の実効性を高め、危機管理体制を強化します。

6) 電算システムの安定稼働及びデジタル化の推進

電算システムの安定稼働に努めるとともに業務のデジタル化を推し進め、業務の効率化、利用者の更なる利便性向上を図ります。

〈取組方針〉

- ① 保証協会コンピュータサービス(株)と連携し、基幹システムの安定稼働に努めるとともに、次期基幹システムの最適な更改に向けて検討を進めます。
- ② 中小企業者や金融機関の利便性の向上と融資実行までのリードタイム短縮を図るため、信用保証申込の電子化をはじめとした信用保証業務の総合的な電子化に取り組みます。
- ③ 業務全般のデジタル化・ペーパーレス化に取り組み、業務効率化と生産性向上を図ります。

7) その他の項目

〈取組方針〉

- ① 積極的に企業情報を発信することで認知度の向上を図り、将来を担う人材の確保に努めるとともに、計画的な研修の実施や資格取得の奨励等により、人材育成・職員の資質向上に取り組めます。また、産業カウンセラーによる相談会を通じてメンタルヘルス不調の未然防止に努め、職員の率直な意見や提案を促して、風通しの良い職場環境を目指します。
- ② 各種保証制度・当協会の経営支援策について、積極的な広報活動を行い、信用保証協会の認知度向上と利用促進に取り組めます。
- ③ SDGs 宣言内容の取り組みを通じて「中小企業者支援・社会貢献活動」を行い、信用保証協会の公共性と社会的責任を果たします。